

事務連絡
令和8年7月9日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部（局） 御中

各国土交通大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 御中

国設置専用水道の設置者 御中
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
環境省水・大気環境局環境管理課

浄水処理における消毒設備の管理等の更なる徹底について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき御礼申し上げます。

水道及び飲用井戸等における消毒設備等の管理の徹底については、令和7年10月17日付け国水水第211号及び環水大管発第2510162号にて通知したところです。しかしながら、今般、2つの水道事業者において、別紙のとおり、消毒設備の不具合が原因と推定される浄水での大腸菌検出事案が発生しました。

このことを踏まえ、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者におかれましては、下記により消毒設備の管理等の徹底を改めてお願いします。

各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道の設置者及び町村に対して、各市及び特別区におかれましては、貴管内の専用水道の設置者に対して、周知指導をお願いします。

記

- ・1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査を行うこと。
- ・消毒設備は、消毒が中断しないよう、常に整備を行うこと。また、予備設備を設けること。
- ・病原微生物による水道水の汚染の可能性を直接的に示す水質基準項目（一般細菌、大腸菌）が基準を超過し、超過が継続することが見込まれる場合は、直ちに給水停止の措置を取ること。
- ・消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムは、長期間貯蔵すると時間の経過に伴い分解し消毒の効果が低下するとともに、副生成物として水質基準項目である塩素酸の濃度の上昇が起こることがあり、特に、高温下ではそれらが顕著となることから、貯蔵期間及び貯蔵温度には十分配慮すること。
- ・健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故の発生を確認した場合は、速やかに

国に情報提供をすること。

○参照すべき法令・通知・手引き等

【水質検査の実施について】

- ・「水道法」(昭和 32 年法律第 177 号)
- ・「水道法施行規則」(昭和 32 年厚生省令第 45 号)

【消毒剤の予備設備の設置について】

- ・「水道施設の技術的基準を定める省令」(平成 12 年厚生省令第 15 号)

【水質異常時の対応について】

- ・「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項」(平成 15 年健水発第 1010001 号)
- ・「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」(平成 28 年生食水発 0031 号)

【次亜塩素酸ナトリウムの取扱いについて】

- ・「水道用次亜塩素酸ナトリウムの取扱い等の手引き (Q&A) 第 2 版」(令和 5 年、日本水道協会)

【水質事故時の情報提供について】

- ・「飲料水健康危機管理実施要領」(令和 6 年制定、令和 7 年一部改定、国土交通省)
- ・「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」(令和 8 年国水水第 18 号)

【消毒設備等の管理の徹底】

- ・「水道及び飲用井戸等における消毒設備等の管理の徹底について」(令和 7 年国水水第 211 号・環水大管発第 2510162 号)

(問合せ先)

○国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

担当：加藤、内間

TEL：03-5253-8111(内線 34435, 34439)

E-mail：hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

○環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室

担当：服部、熊澤

TEL：03-5521-8300

E-mail：suido-suishitsu@env.go.jp

浄水での大腸菌検出事例 1

令和8年4月21日（火）に簡易水道事業者Aにおいて、浄水にて大腸菌が検出された。事業者Aでは、翌週28日（火）に再検査を実施し、再度浄水にて大腸菌が検出されたことから、水道水を飲用しないよう広報を行いつつも、給水を継続した。原因は消毒装置の不具合と推定されたことから業者に修繕を依頼した。

5月18日（月）に消毒装置の修繕が完了し、水道水において消毒の残留効果を確認した。水質検査の結果、水質に異常がないことを確認したことから、5月23日（土）に飲用再開を広報した。

これまでのところ、健康被害は発生していない。

（対応状況）

令和8年4月21日（火）

定期の水質検査により、大腸菌が検出された。この際、給水停止の措置や水道水を飲用しないよう呼びかける広報は行わなかった。

令和8年4月28日（火）

再検査を実施し、再度大腸菌が検出された。この際も、給水停止の措置は行わなかったが、水道水を飲用しないよう広報を行った。

残留塩素濃度が0.1mg/Lを下回っていたことから、消毒装置の不具合によって水道水の消毒が不十分であると判断した。予備機を設置していなかったため、業者に装置の修繕を依頼した。

令和8年5月18日（月）

消毒装置の修繕が完了し、水道水の残留塩素濃度が0.1mg/L以上であることを確認した。

令和8年5月20日（水）

保健所に水質検査を依頼、都道府県が本事故発生を初めて把握した。

令和8年5月21日（木）

保健所が立入検査を実施。塩素消毒の適切な管理、水質事故時の報告の徹底等を指導。

令和8年5月22日（金）

水質検査を実施。

令和8年5月23日（土）

水質検査の結果、水質に異常がないことを確認したことから、飲用可能となった旨、住民への広報を行った。

（今後の対応）

- 水道技術管理者の水道法令への理解を深める。
- 毎日水質検査実施の徹底により、消毒装置の不具合に早期に気づくことができるようにする。
- 消毒装置について、定期的にメンテナンスを実施する。
- 同様の水質事故が発生した場合は、直ちに給水停止の措置を実施するとともに、速やかに、都道府県を通じて事故発生を国に情報提供する。

浄水での大腸菌検出事例 2

令和8年5月1日（金）に簡易水道事業者Bにおいて、浄水にて大腸菌が検出された。原因は消毒装置の詰まりであると推定されたことから、事業者Bでは、直ちに水道水を飲用しないよう呼びかける広報を行った上で、消毒装置の修繕を実施し、復旧させた。

これまでのところ、健康被害は発生していない。

(対応状況)

令和8年5月1日（金）午前10：00

定期の水質検査により、大腸菌が検出された。

令和8年5月1日（金）午前11：00

消毒装置の詰まりによって水道水の消毒が不十分であると判断した。予備機への交換よりも詰まりの解消の方が速やかに実施できると判断し、水道水を飲用しないよう呼びかける広報を行いつつ、詰まりの解消を図った。

令和8年5月1日（金）午後2：00

消毒装置の詰まりを解消し、塩素の正常注入を再開した。

令和8年5月12日（火）

水質検査の結果、大腸菌が検出されないことを確認したことから、飲用可能となった旨、住民への広報を行った。

令和8年5月25日（月）

大腸菌の再検査結果を都道府県に報告。本事故発生を都道府県が初めて把握した。都道府県は塩素消毒の適切な管理、水質事故時の報告の徹底等を指導。

(今後の対応)

- 同様の水質事故が発生した場合は、速やかに、都道府県を通じて事故発生を国に情報提供する。